

皇子女の産養について

——撰関・院政期における変化を中心に——

新井重行

はじめに

皇子女の誕生儀礼に関しては、中村義雄氏の研究^①をまず挙げるべきであろう。同書は国文学の立場から産養^{うぶやしな}を始めとする諸行事を説明したものであるが、長く通説としての地位を占めてきている。歴史学からの研究としては、概説的に言及されることは多いものの専論は少なく、平間充子氏の論文^②が、平安時代の皇子女の誕生前後の儀礼を扱った先駆的なものとして挙げられる。その後、加藤理氏^③、二村友佳子氏^④、服藤早苗氏^⑤、武井紀子氏^⑥等の研究が発表され、皇子女の誕生儀礼に関する議論は深まりつつあるといえる。しかしながら、未だ検討が十分でない問題点も多く残っているのが現状であろう。

当部においては、平成十三年以降『皇室制度史料』儀制編 誕生として、皇室における古代から近現代までの御産と誕生に関する史料集を刊行し、平成二十三年に全四冊の刊行を終えた^⑦。関係史料を容易に参照できる環境が整ったこともあり、今後この分野の研究が進展することを期待したい。

本稿は皇子女の誕生儀礼のうち、特に産養について扱い、儀の性格と展開

過程についての検討を目的とするものである。

一 産養の概要と研究史の整理

まず産養の概要について確認しておきたい。なお以下の記述は『皇室制度史料 儀制 誕生四』に多く拠っているので、記述の典拠となる史料については同書を参照していただきたい。

産養は一般的に、新児の誕生後三日目・五日目・七日目・九日目に行われる祝宴であり、それぞれ三夜・五夜・七夜・九夜と記されることが多い。皇室においては厩戸皇子誕生の際、三日目・七日目に祝宴が行われたとする『聖徳太子伝暦』の記事もあるが、確実な初見は、延長元（九二三）年誕生の醍醐天皇皇子寛明親王の例である。さらに長保元（九九九）年誕生の一条天皇皇子敦康親王の例までは、九夜が行われたことは史料に確認できず、ほかに誕生当日や十一日目、十五日目に祝宴が行われたことが確認できる事例がある。産養を三夜・五夜・七夜・九夜の四回行うことが定着するのは、史料で確認できる限りにおいては、寛弘五（一〇〇八）年誕生の一条天皇皇子

敦成親王の事例以降のことであり、鎌倉時代後期まで開催を確認することができる。なお九夜については、その開催を史料で確認できない事例もあり、省略されることもあったようである。

これらのうち誕生後七日目が重視されていたことは、奈良時代より、七日目に新児の誕生を祝って大赦や賜禄が行われた例がみられることから窺うことができる。七夜を御父が主催することが、他の夜に比べて比較的早い時期から確認することができるのもこのためであろうと思われる。

次に平安時代中期から鎌倉時代までの例を対象として、産養の次第を確認しておきたい。当日に参加の公卿・殿上人が参着すると、まず御膳と御衣が供進される。次いで公卿の盃酌・朗詠がある。次に銭や紙を賭けて賽の目を競う遊戲である攤が行われる。続いて新児の息災を願って廻粥が行われる。

廻粥の作法は、まず問口役と廻粥役の上首者との間で定型句の祝詞からなる問答があり、次いで廻粥役が殿舎の周囲を廻るというもので、夜々の数だけ繰り返された。これらが産養の主体をなす行事であり、基本的に各夜とも同様の次第で行われた。なお、従来の研究では、読書・鳴弦を産養のうちと理解する説明も見られるが、これらは産養とは別の行事と捉えるべきであろう。^⑧

以上の点を確認したうえで、次に従来の研究を概観しておきたい。「はじめに」でも触れたように、この分野においては中村義雄氏の研究があり、氏は、産養には新児に対する形式的な饗応と、母子の邪気を祓い新児が健全に育つことを祈念するという二つの意味があるとする。また産養の次第のうちの廻粥や、産養当日に行われることのある勸学院の学生等による参賀を採り上げ、内容を詳しく検討されている。^⑨但し、国文学の立場からの言及ということもあり、産養の次第全般についての検討は十分でないところがある。

平間充子氏は、それまで研究史の薄かった着帯・産養・五十日・百日などの誕生儀礼について、次第の詳細や調進物の負担者などに言及し、その意義を論じた点で高く評価されるべきであろう。平間論文には、産養の次第について、御父が天皇で御生母が皇后の場合には、天皇が七夜を主催するが、この際、新児の御衣は賜らないこと、管絃の遊や勸学院の参賀は本来的な産養の構成要素ではなく、寛弘五年から行われるようになったこと、などの特徴がすでに指摘されている。但し、平間氏は産養の性格について、新児に対する形式的な饗応であるという通説的な理解を退け、他界からやってきた新児から「負」の力をそぎ落とすためのものとし、歓待の色よりも忌避色のほうが強かったと結論している。^⑩

平間氏のこの結論については、すでに二村友佳子氏・服藤早苗氏によって批判がなされている。二村氏は、出産直後に行われる諸儀礼と『医心方』などから知られる中国の医書の記述との比較などを通して、これらの儀礼は新児から魔を払い、福を招くことを祈って行われていると解されるとし、新児を歓待する意味があるとする通説を支持した。^⑪また服藤氏は胞衣の扱いについて、洗浄されて吉方に納めるとされていること、また産所の天井に納められることなどから、祓われるべき対象ではないことを指摘し、平間氏の新生児観には再検討の必要があることを述べている。^⑫筆者もまた両者の意見に賛成したい。

但し二村氏は、産養は新児と生母のためというよりも、生母のためという意味合いが強いとし、その論拠に、御生母が出産後に死去した事例である康保元（九六四）年の村上天皇皇后藤原安子の御産、長保二（一〇〇〇）年の一条天皇皇后藤原定子の御産、万寿二（一〇二五）年の東宮敦良親王妃藤原

嬉子の御産について、いずれも産養が行われていないこと、貴族の産養の史料には生母への御膳の供進などを始め生母への調進物は確認できるが、新児への調進物が確認できないこと、などが挙げられている。一点目については、不幸があつた場合に祝宴を取り止めることは当然のことであろうし、二点目の産養において供進される御膳の理解については、皇室の例と貴族の例を同列に扱っていることに疑問があり、いずれも産養を生母のためと限定する論拠としては不十分であると思われる¹⁴。

なお、従来の研究では、産養において供進される御膳は、生母への御膳であると理解されることが多いようである。皇室の例に絞れば、確かに天曆四(九五〇)年誕生の村上天皇皇子憲平親王の例では、「息所御膳¹⁵」という記述がみられるのであるが、それ以降の事例においては御膳の供進対象が明示されることはなく、単に「御膳」「御前物」などと記されることが圧倒的に多い。憲平親王の例は、産養の内容が分かるものとしては突出して早い時期の事例であること、御生母藤原安子が女御であることなどの点から、後の事例と同列に扱うことには慎重であるべきであろう。何よりも、産養で供進される御膳を御生母へのものであるとすると、御生母が主催することの多い三夜の産養においては、自らが自らを祝うことになってしまい疑問である。確かに、二村氏が貴族の例として掲げる藤原実資の子の産養の例では、三夜・七夜に「産婦前」¹⁶とみえ、これが生母への御膳であることが知られるのであるが、これを規模や主催者などの点で大きく異なる皇室の例にも適用するには、さらに別の検討が必要であろう。今のところ筆者にも断案はないのであるが、産養で供進される御膳を生母への御膳と理解することについては問題もあることを指摘しておきたい。

このほか、キサキや国母についての関心から、産養に言及した研究がある。服藤早苗氏は、憲平親王の立太子における国母藤原穩子の関与の有無を探るという視点から、憲平親王の誕生儀礼を詳細に検討し、産養について以下の点を指摘している¹⁷。

・この事例は、御生母が女御であるため天皇主催の産養がないが、天皇からの賜物の量などは皇后の御産と同様に扱われており、そこには御父である村上天皇の意志が働いている。

・初夜には御生母の家政機関により産養がなされ、三夜には御生母の母方叔父藤原興方・御生母の母方従兄弟藤原遠規による産養がなされた。七夜の承子内親王主催による産養の参加者は、醍醐天皇の皇子(村上天皇の兄弟)の参加もあるが、主として御生母の双方的親族が集まったものである。

十一日目の太皇太后穩子(村上天皇の御生母、藤原師輔の叔母)による産養は、天皇家と藤原基経一族の尊長による産養と位置づけられる。「三七日夜」に産養を奉仕した重明親王室藤原登子は、御生母藤原安子の同母妹である。全体としては母方親族主催により産養が行われているといえる。

この事例が、女御所生の皇子を皇后所生の皇子に准じて扱ったものであること、このときの産養に御生母の親族が深く関わったことを指摘しており、傾聴すべきであろう。

以上、産養について、従来の研究における主な論点について整理した。最後に問題点をいくつか指摘しておきたい。

初めに挙げられるのは、産養を行うことの意味について、風俗史的な視点からの検討に偏っていることである。先述の服藤氏の研究において、憲平親王の事例に限ったものではあるが、産養の検討から皇位継承に関わる政治的

な問題を指摘した点は、継承すべき視角であり、さらに時代を降らせて、他の事例についても検証すべきであろう。

次に、産養の説明に時期差が考慮されていないことである。従来の研究では、特定の事例や特定の時期に限って検討されることが多く、産養が行われなくなる鎌倉時代後期までを視野に入れた研究はこれまでにない。

さらに産養の次第について三夜・五夜・七夜・九夜の次第を特に区別せず、同様のことが毎夜行われるという説明にとどまっていることである。このため各夜の次第の細かな差については、これまでに検討されることはなく、そのために儀の理解がやや不正確になっていると思われるところがある。

そこで本稿では以上の視点から、産養の政治的な意義についての検討を行い、さらに主催者と参加者の変化、各夜の次第の差に注目し、これらを意義づけることを課題としたい。

二 御生母の身位と新児の性別による違いについて

ここでは、御生母の身位および新児の性別によって、産養の扱いやその意義にいかなる違いが生じるかを確認する。

近年、天皇のキサキに関する研究が盛んに行われている。山本一也氏は、一連の研究¹⁸において、キサキの身位によってその所生子の扱いにも歴然とした差が存在することを明らかにしている。また、女御を所生子に皇位継承の可能性があるキサキ、更衣をその可能性がないキサキと規定したこと、冷泉朝以降にはこの関係が、皇后―女御という序列に転換し更衣が消滅することなどの点は、本稿にも大きく関わる論点であり注目される。

産養についても、すでに指摘されていることはあるが、キサキの身位によって明確な差が設けられている。十世紀後半に成立した『新儀式』皇后産事^{付他皇子}には、

或穀倉院設
屯食等也 皇后有御産事、先遣中使被奉問之、七夜仰内藏寮令設饗饌、有賜祿物、

とあり、この頃までには、皇后の御産には七夜に天皇が饗饌・祿物を賜い、女御・更衣の御産には七夜に物を賜うとされていたことが確認できる。

皇子女の産養について、ある程度具体的な内容が知られる史料は、その多くが皇后の御産に関するものであるが、女御以下の御産の例もいくつか存在している。いま実例によって『新儀式』の規定を確認しておきたい。

女御藤原安子所生の憲平親王の誕生儀礼については、すでに服藤氏による検討がなされており、御父村上天皇による七夜の主催こそなされなかったが、天皇からの賜物が皇后の御産と同様に扱われている特殊な例である。氏の指摘の通り、ここに憲平親王を皇位継承の候補者にしようとする天皇の意志を読み取ることは、許されるであろう。

安和元（九六八）年誕生の師貞親王は、冷泉天皇女御藤原懷子所生であるが、『栄花物語』によって七夜が行われたことが知られる程度であり、詳しいことは分らない。『新儀式』の規定の通りであれば、天皇からの饗饌の下賜はなく、賜物のみがあったはずである。なお、このとき勸学院の参賀があったことが知られるが、これが産養における勸学院参賀の初見である。但し御生母の身位が女御であること、一条天皇皇子敦成親王誕生のことを記す『小右記』寛弘五（一〇〇八）年九月十四日条に、産養における勸学院参賀が初例である旨が記されていることなどの点から、問題がないわけではない。

天元三（九八〇）年誕生の円融天皇皇子懷仁親王は女御藤原詮子所生であるが、このときの産養についても史料が伝わらず詳細は不明である。のちの史料であるが『大記』（『御産部類記』七所引）康和五（一一〇三）年正月廿二日条には「天曆冷泉院御産・天元一条院御産二遣絹・綿、不遣御前物」とみえるので、『新儀式』の通り、七夜に天皇からの御前物の供進はなく、賜物のみがあつたことが知られる。

康和五年誕生の堀河天皇皇子宗仁親王は女御藤原苺子所生であるが、この事例については、先掲の『大記』を始め諸記録が残っており、その産養が具体的に知られる。このときの産養は、三夜・五夜・七夜・九夜に行われ、七夜には天皇から御前物・饗饌・禄物等を賜つたことが知られる。『大記』には「七夜、公家有御養産、非后位行之、今度始例也」とあり、これが女御所生子でありながら、七夜に天皇による産養が行われた初例である。

但し、『大記』には、

康和五年正月廿二日、壬寅、今夜事公家被設養産之儀、仍臨昏如例人々参集、（注略）座定之後、勅使藏人左少将頭国持参御前物・饗禄等、榎木六脚、（在螺細、）御飯筥一口、（在蓋、）御酒盞一口、御汁物碗二口、盤十二枚、窪坏四口、四種四口、御箸一双、匕一枚、御箸台一枚、已上銀器、折敷二枚、（白織物打敷、）件御前物、后宮御産之時遣之、随供馬頭盤、内膳司所弁備也、今度有權議、止馬頭盤、御厨子所々備進也、件御前物、女御産時全無違例、天曆冷泉院御産・天元一条院御産二遣絹・綿、不遣御前物、依為藏人重隆之行事、可依先例之由諷諫之處、清凉記云、后宮懷孕之時遣産具、又女御・更衣同之由被注者、可□備□由、有天氣云々、頭中将頭実朝臣為惣行事令儲之、後日以下宮人事、貫首令申院之處、已調儲畢者、雖無先例、於今者不可止歟者、令奉送歟、又大樹廿五領、絹百廿疋、絹三百疋、信乃布三百段、紙五百帖、饗五十前、衝重廿前、屯食卅具、同以遣之、大樹内藏、饗同前、今度大膳相分奉仕云々、無先例歟、内藏皆弁備也、絹・綿・布以年料下文被催之、紙諸国、是藏寮相加薄様勤之、衝重・屯食被宛分于所司、（へ）は双行の中の双行を示す。以下同じ。）

とあり、先例がないことに途中で気がつきながらも、最終的に白河上皇の判

断によってこの産養が催されたという事情を知ることができる。また、このときの産養には各夜とも大臣の参加が確認できず（産養の参加者については後述する）、これは近接する例と比較しても異例であることから、やはり女御の御産は、意図的に皇后の御産とは差を設けていたと考えてよいと思われる。

女御より下位の女房の御産については史料で確認できない場合も多く、産養が行われたか否かも明らかでないことが多いが、これは御父天皇からの賜物もなかったことを示しているであろう。皇女であっても七夜に御父天皇の産養が行われなかったことが知られる事例の一つとして、治承三（一一七九）年誕生の高倉天皇皇女潔子内親王（御生母は典侍）の誕生を記す『山槐記』を掲げる。

治承三年四月十八日、丙午、今日堀川宰相母^{（女）}典侍^{按察}、産皇女云々、

廿四日、壬子、今夜堀川宰相頼定、孫姫七夜云々、刑部卿頼輔^{（朝臣）}□□致其

沙汰、

なお、保延五（一一三九）年誕生の鳥羽上皇皇子体仁親王については、御産は御生母藤原得子が女御になる以前のことであるが、七夜は御父鳥羽上皇が主催し、左大臣以下の公卿が参加したことが知られる。¹⁹ また正治二（一二〇〇）年誕生の後鳥羽上皇皇子雅成親王も御生母藤原重子は皇后や女御ではないが、三夜・五夜・七夜の開催が確認できる。²⁰ これらは上皇皇子の例であり、また産養の具体的な内容までは史料で確認できないことから、ここでは判断を保留したいが、いずれも新児の皇位継承が強く望まれる、あるいは新児にその資格があると見なされる特殊な状況下であつたと考えてよいと思われる。

以上、皇子女の産養において、御生母の身位によってその規模に差が設けられており、皇后―女御という序列が存在していたことを確認した。

ここで、先に触れた山本氏の説²¹⁾を参考にすれば、特に新児が皇子の場合には、産養において天皇から物を賜ることが皇位継承の資格を有することを示すことになり、またその量の多寡において継承の優先順位が示されることになる。従って、皇位継承が強く望まれる皇子が誕生した場合には、御生母の身位が皇后でなくとも、皇后所生の皇子に准じた産養が行われることもあり得たのである。

確かに産養は、新児の誕生を祝い、息災を祈る行事であるが、以上にみたように、皇子女の場合には、新児が皇子であれば皇位継承に関わる政治的な意味合いが付加されることになるのである。やや後の事例であるが、建久六（一一九五）年誕生の後鳥羽天皇皇女昇子内親王の九夜のことを記す『三長記』に「寛弘、九夜有威儀御膳、今度被略之、為皇女之故歟」とあるように、皇女であるがゆえに次第を略すか、という発想が生じる理由もこの辺りにあるであろう。

三 産養の主催者について

ここでは産養の各夜の主催者に注目したい。産養の主催者は、御産に先立って行われる御産雑事定によって決定される²³⁾。つまり産養の主催者は、新児の性別を知り得ない段階で決定されるものであり、そこには新児の性別による扱いの差を見出すことはできない代わりに、産養の本来的な意味をみるこ

とができる点に注意しておきたい。

表1は史料に確認できる各夜の主催者をまとめたものである。以下この表から読み取れることを確認していきたい。

長保元（九九九）年誕生の敦康親王の例までは、御生母が女御である憲平親王の事例を除き、七夜には御父が祝宴を催す傾向が看取できるが、それ以外の夜については、史料の残存状況の制約もあり、明確な傾向は見出せない。なお新児の同母兄・姉による産養がみられるのはこの時期の特徴である。

寛弘五（一〇〇八）年誕生の敦成親王の例以降、鎌倉時代までの例についてみると、三夜は御生母、五夜は上皇あるいは外祖父、七夜は御父、九夜は近親者のうち然るべき者が催すという傾向を読み取ることができる²⁴⁾。

しかし、このような傾向にも、付け足すべき知見があるので、以下にもう少し詳しくみていくことにしたい。

まず三夜については御生母が、七夜については御父たる天皇もしくは上皇が産養を催すことが定着していたことは、実例からしても動かしがたい。

五夜については、十一世紀頃までは基本的に外祖父が産養を催していた。

なお後一条天皇皇女章子内親王・馨子内親王の例については、三夜は新児の御伯父藤原頼通が、五夜は御生母藤原威子がそれぞれ主催しており、三夜と五夜的主催者が上記の傾向とは逆になっているが、その理由については、今のところ不明とせざるを得ない。

やや降って、白河院政期には白河上皇が独占的に五夜を主催していることが大きな特徴として挙げられるが、これには当該期に外祖父が故人であったことも関係しているよう。それ以降は外祖父による主催に戻っているようにもみえるが、これは上皇の皇子女誕生の例が多く、上皇が御父として七夜を主催することが多い点を考慮しなくてはならない。弘長二（一二六二）年誕生

表1 産養の主催者

・皇子女の産養のうち、主催者がある程度確認できる事例を掲げた。
・続柄はとくに断らない限り、新児からみた場合を示した。

皇子女	御父	御母	母の身位	外祖父	降誕	西暦	三夜	五夜	七夜	九夜	備考
厩戸皇子	橘豊日尊（用明）	渟部穴穂部皇女		欽明天皇			伯父敏達天皇		伯母皇后		
寛明親王（朱雀）	醍醐天皇	藤原穩子	皇后	（故）藤原基経	延長1・7・24	九三三			父醍醐天皇・祖父宇多上皇		十五日目、伯父藤原忠平
成明親王（村上天皇）	醍醐天皇	藤原穩子	皇后	（故）藤原基経	延長4・6・2	九二六		同母兄東宮寛明親王	父醍醐天皇		十一日目、伯父左大臣藤原忠平
憲平親王（冷泉）	村上天皇	藤原安子	女御	藤原師輔	天曆4・5・24	九五〇	美濃權守藤原興方・前但馬守藤原遠規	外祖父右大臣藤原師輔	同母姉承子内親王		初夜、母藤原安子・十一日目、祖母藤原穩子・三七日、叔母藤原登子
守平親王（円融）	村上天皇	藤原安子	皇后	藤原師輔	天德3・3・2	九五九			父村上天皇		
敦康親王	一条天皇	藤原定子	皇后	（故）藤原道隆	長保1・11・7	九九九			父一条天皇		
敦成親王（後一条）	一条天皇	藤原彰子	皇后	藤原道長	寛弘5・9・11	一〇〇八	母藤原彰子	外祖父左大臣藤原道長	父一条天皇	叔父東宮權大夫藤原頼通	
敦良親王（後朱雀）	一条天皇	藤原彰子	皇后	藤原道長	寛弘6・11・25	一〇〇九	母藤原彰子	外祖父左大臣藤原道長	父一条天皇	叔父東宮權大夫藤原頼通	
禎子内親王	三条天皇	藤原妍子	皇后	藤原道長	長和2・7・6	一〇一三	母藤原妍子	外祖父左大臣藤原道長	父三条天皇	伯母藤原彰子	
章子内親王	後一条天皇	藤原威子	皇后	藤原道長	万寿3・12・9	一〇二六	伯父関白藤原頼通	母藤原威子	父後一条天皇		
馨子内親王	後一条天皇	藤原威子	皇后	（故）藤原道長	長元2・2・2	一〇二九	伯父関白藤原頼通	母藤原威子	父後一条天皇		
善仁親王（堀河）	白河天皇	藤原賢子	皇后	源頼房（藤原師実養女）	承暦3・7・9	一〇七九	母藤原賢子	母の養父藤原師実	父白河天皇	曾祖母禎子内親王	
禎子内親王	白河天皇	藤原賢子	皇后	源頼房（藤原師実養女）	永保1・4・17	一〇八一	母藤原賢子		父白河天皇		
宗仁親王（鳥羽）	堀河天皇	藤原苺子	女御	（故）藤原実季	康和5・1・16	一一〇三	母藤原苺子	祖父白河上皇	父堀河天皇	伯母令子内親王	
顕仁親王（崇徳）	鳥羽天皇	藤原璋子	皇后	（故）藤原公実	元永2・5・28	一一一九	母藤原璋子	曾祖父白河上皇	父鳥羽天皇	父天皇の准母令子内親王	
禰子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	皇后	（故）藤原公実	保安3・6・27	一二二二	母藤原璋子		父鳥羽天皇	（令子内親王か）	
通仁親王	鳥羽上皇	藤原璋子	皇后	（故）藤原公実	天治1・5・28	一二二四	母藤原璋子	曾祖父白河上皇	父鳥羽上皇	父上皇の准母令子内親王	

皇子女	御父	御母	母の身位	外祖父	降誕	西暦	三夜	五夜	七夜	九夜	備考
君仁親王	鳥羽上皇	藤原璋子	女院	(故) 藤原公実	天治2・5・24	一一二五	母藤原璋子	曾祖父白河上皇	父鳥羽上皇	父上皇の准母令子 内親王	
雅仁親王(後白河)	鳥羽上皇	藤原璋子	女院	(故) 藤原公実	大治2・9・11	一一二七	母藤原璋子	曾祖父白河上皇	父鳥羽上皇	父上皇の准母令子 内親王	
本仁親王	鳥羽上皇	藤原璋子	女院	(故) 藤原公実	大治4・閏7・20	一一二九	母藤原璋子	母藤原璋子	父鳥羽上皇	母藤原璋子	白河上皇崩御直後の異例
体仁親王(近衛)	鳥羽上皇	藤原得子		(故) 藤原長実	保延5・5・18	一二三九	母藤原得子	皇后藤原泰子	父鳥羽上皇		
言仁親王(安徳)	高倉天皇	平徳子	皇后	平清盛	治承2・11・12	一一七八	母平徳子	伯父内大臣平重盛	父高倉天皇	曾祖母藤原統子	
昇子内親王	後鳥羽天皇	藤原任子	皇后	九条兼実	建久6・8・13	一一九五	母藤原任子	外祖父関白九条兼実	父後鳥羽天皇	伯父中宮大夫九条良経	
秀仁親王(四条)	後堀河天皇	藤原遵子	皇后	九条道家	寛喜3・2・12	一二三一	母藤原遵子	外祖父関白九条道家	父後堀河天皇	祖母藤原陳子	
久仁親王(後深草)	後嵯峨天皇	藤原姑子	皇后	西園寺実氏	寛元1・6・10	一二四三	母藤原姑子	外祖父前右大臣西園寺実氏	父後嵯峨天皇	曾祖母源在子	
綜子内親王	後嵯峨上皇	藤原姑子	皇后	西園寺実氏	宝治1・10・9	一二四七	母藤原姑子	外祖父前太政大臣西園寺実氏	父後嵯峨上皇	祖母藤原姑子	
貴子内親王	後深草上皇	藤原公子	女院	西園寺実氏	弘長2・6・2	一二六二	母藤原公子	祖父後嵯峨上皇	父後深草上皇	祖母藤原姑子	
啓仁親王	龜山上皇	藤原位子	女院	(故) 近衛基平	建治2・11・17	一二七六			父龜山上皇	祖母藤原姑子	
繼仁親王	龜山上皇	藤原位子	女院	(故) 近衛基平	弘安2・6・28	一二七九	母藤原位子		父龜山上皇		
恒明親王	龜山上皇	藤原瑛子	女院	西園寺実兼	乾元2・5・9	一一〇三	母藤原瑛子	外祖父前太政大臣西園寺実兼	父龜山上皇		五夜は定の史料による
珣子内親王	後伏見上皇	藤原寧子	女院	西園寺公衡	延慶4・2・23	一一一一	母藤原寧子	外祖父前左大臣西園寺公衡	父後伏見上皇	祖父伏見上皇	
量仁親王(光厳)	後伏見上皇	藤原寧子	女院	西園寺公衡	正和2・7・9	一二一三	母藤原寧子	外祖父前左大臣西園寺公衡	父後伏見上皇	祖父伏見上皇	春日神木入洛により略儀

の後深草上皇皇女貴子内親王の例をみるに、外祖父西園寺実氏が健在であるにも関わらず、後嵯峨上皇が五夜を主催していることから、上皇がある場合には上皇が優先し、上皇が不在などの場合には外祖父が主催するという序列が存在したとみられる。

九夜については、その開催が史料で確認できない例もあり、主催者の傾向を一言で表現することは非常に難しい。『中右記』康和五(一一〇三)年正月十七日条には「或有九夜事例云々、是養産人有之時事云々」とあり、然るべき人物がいるときにのみ行うものと認識されていたようである。

そこで皇子女との関係に注目して、九夜主催者の特徴を整理していきたい。敦成親王・敦良親王の例では御生母の弟藤原頼通が、三条天皇皇女禎子内親王の例では新児の叔母（御生母の同母姉）藤原彰子が主催しており、いずれも母方の縁故者による奉仕とまとめられよう。²⁵それ以降、白河天皇皇子善仁親王の例においては、御父天皇の御祖母禎子内親王が、堀河天皇皇子宗仁親王以後の白河院政期の例においては、白河天皇皇女令子内親王が主催しており、父方の縁故者で女性の年長者が選ばれる傾向が認められる。²⁶鎌倉時代までの例をみても、概ねこの傾向にあてはまり、国母がある場合には国母が主催したと思われる点を付け加えることができる程度である。

産養は縁故者によって主催される。但し各夜の主催者は、御父の身位、御生母の身位、外祖父の有無、上皇の有無、国母の有無などの要因が複雑に関係して決定されるものである。これらのうち、御父母によって行われる三夜・七夜は別として、五夜・九夜の主催者が、院政期を境として母方の縁故者から父方の縁故者へと変化している傾向が読み取れることは非常に興味深い。これは摂関期から院政期にかけての権力核を形成するミウチ関係の変化、母系から父系へという家族形態の変化といった政治・社会構造の変化と軌を一にするものであるし、摂関が掌握した権力が、院のもとで再編されるといふ議論にも、一定の材料を提供することができるのではなからうか。

四 産養の規模と参加者の変化について

従来の産養についての説明には、七夜が御父天皇の主催によって盛大に催されたということが必ずといってよいほど述べられる。しかしながら、一方

では産養の次第は他の夜と同じように行われたと説明するものもあり、どのような点において七夜が最も盛大であるのか、という点については必ずしも明確ではなかった。このような理解には、『栄花物語』の皇子誕生の場面において、多く七夜のことを触れられていることや、『紫式部日記』の敦成親王の七夜の場面に「こよひのきしきハ、ことにまさりて、おとろ／＼しくのゝしる」などと記述されていることなどが影響していると思われるが、その『紫式部日記』にも「（七夜の）おほかたのことゝもは、一日のおなし事」とも記されている²⁷。それでは、七夜を最も盛大とする発想はどのようにして生まれたのであろうか。

平安中期以降の産養の次第をみる限りでは、七夜に賜物を持参した勅使が参入して盃酌を受け、禄を賜るという次第が加わることを除いては、儀の内容に特に差があったとは思われないという印象を受ける。勅使の参入については、時代がやや降るものの、五夜を主催した院の使者や、九夜を主催した女院の使者が参入した際にも同様のことが行われる例が存在するので、勅使の参入のみを七夜の盛大さと結びつけることは難しいと思われる。

ここでは上記のような視点から、まず産養の具体的な次第が確認できるようになる以前の、延長元（九二三）年誕生の醍醐天皇皇子寛明親王、延長四（九二六）年誕生の醍醐天皇皇子成明親王、および天曆四（九五〇）年誕生の村上天皇皇子憲平親王の例について、史料に確認できる産養の行事とその規模を確認していきたい。この三例の産養について、史料から知られる主な内容をまとめると次のようになる。

寛明親王

・七夜に御父醍醐天皇より賜物・御膳・饗饌・屯食が、御祖父宇多上皇よ

り御衣が進められた。

・十五日目に伯父藤原忠平が産養を奉仕した。

成明親王

・五夜は御兄東宮寛明親王が御膳・饗饌・屯食を儲け、威儀御膳・御衣の供進、盃酌、碁手銭の分配、賜禄があった。

・七夜に御父醍醐天皇より御膳、饗饌、屯食、賜物、碁手銭が進められた。
・十一日目に伯父藤原忠平が産養を奉仕した。

憲平親王

・御産当日 御生母女御藤原安子が饗饌を儲けた。

・三夜に藤原興方・藤原遠規らが饗膳を儲けた（男女房の饗饌）。

・五夜は外祖父藤原師輔が饗を儲けた（「息所御膳」と男女房の饗饌）。

・七夜は御姉承子内親王が饗饌を儲けた（饗饌の色目、鋪設、参加者、盃酌、碁手銭、賜禄など詳しい記述がある）。

・十一日目に御祖母藤原穩子が饗饌を儲けた。

・二十日目に重明親王室藤原登子が御衣等を進めた。

いずれの史料においても、七夜の産養については、賜物があつたこと、御膳の詳細、参加者や禄の内訳などについて詳しい記事を書けるものの、それ以外の夜の産養については記さないか、もしくは極めて簡単な記述しか存在しないということが当該時期の特徴である。

例えば寛明親王誕生時の『貞信公記』（『御産部類記』二所引）には、記主藤原忠平が十一日目に産養を主催しているにも関わらず「御養産、家奉仕」と記されるのみである。また憲平親王誕生時の『九条殿記』（『御産部類記』三所引）は、記主藤原師輔が五夜に産養を主催しているにも関わらず「家政

所儲饗、息所御膳公幹、女房時頼、男方守行、有饗三具」とあるのみで、かなり簡略な記述である。記主が産養を主催した記録ではないが、成明親王誕生時の産養を記す『御産部類記』二所引の諸記にも同様の傾向が確認でき、五夜・七夜の豊富な情報量に比べて、十一日目の藤原忠平の産養の記述はかなり簡略であるといえる。

これらが『御産部類記』に収められた際に簡略された可能性を完全には否定できないが、七夜の詳細な記述と比較すると、七夜と同様の産養が行われたと考えるには、やや不自然な印象を受ける。

筆者は、上記の事例のうち簡略な記事の産養においては、親王や公卿の参加のない、小規模ないわば内々の産養が行われていたものと考ええる。いまま記の例のうち最も詳しい記載を持つ憲平親王の例を『九条殿記』によってみていくと、初夜に行われた産養については、

此夕女御^{〔宅〕}□政所設饗饌、家^{〔司〕}□宗海朝臣・時舒朝臣・□忠等預仕件事、
（五月廿四日条）

とあり、饗饌の調進者が知られるのみで具体的なことは分らない。三夜については、

此夕美濃権守興方・前但馬守遠規等儲饗膳、興方饗女房、碁手廿六貫、饗男方、碁手廿五貫、
廿六日条）

とあり、藤原興方・藤原遠規がそれぞれ男女房の饗饌と碁手銭を調進したことが知られるが、公卿等への饗饌については触れるところがない。五夜については、

家政所儲饗、息所御膳公幹、女房時頼、男方守行、有饗三具、
（五月廿八日条）

とあり、記主藤原師輔が、「息所御膳」および男女房の饗饌を用意させたことが記されるが、やはり公卿等への饗饌については触れるところがない。と

ころが七夜については、

此日当第七夜、姫宮政所設饗饌、息所御膳衝重廿前、縹面打敷、有銀筥・同四種・箸・上・洲浜、又有酒壺具一具、又親王・公卿料廿前、毎前給打敷□枚、^{〔基〕}基手五十貫、以上官別當近江介藤原朝臣清正所奉仕、男房饗卅前、別當宮内少輔橘朝臣隆平奉仕、女房饗卅前、平季明、飮食五具、史御笠維宗并政所寄人等奉仕、（閏五月一日条）

とあり、「息所御膳」および男女房の饗饌に加えて、親王・公卿への饗饌廿前が用意されており、実際に式明親王以下の参加があった。続く九夜については産養に関する記載はみられず、省略されたとみるよりは、行われなかったか、師輔は参加しなかったと考える方が自然であろう。^{〔30〕}十一日目には、

此日自中宮給産餉、息所前衝重廿枚、面并打敷等用蟬翼、有銀筥・箸・^{〔上〕}上・洲浜等、酒壺具如例、有男・女房饗、各用朱台盤、男方尺台盤前、女方尺前、荒飮食十具、皇子御衣十襲、五具唐綾、五具平絹、緋五具、以上納橡木匣二合、有白絹縫立・同裏二条・基手五十具、^{〔基〕}納深折櫃四合、置中取二脚、（閏五月五日条）

とあり、「息所前」、男女房の饗饌、屯食、皇子御衣が供進されたことが知られるが、やはり公卿等の饗饌のことは記されていない。続く三七夜には、

此夜当三七日夜、式部卿宮北方女房進向、奉問皇子、隨身衣・襦各五襲、納橡木白鑄置口衣匣二合、有白縮線綾縫□・蟬翼納帷・白綾裏等、各二条、破子廿荷、檜破子十荷、朱破子十荷、臨帰絹十疋、裏縹、給相従女房等之中、（閏五月十日条）

とあり、御衣および破子が進められたことが知られるが、ここには公卿等への饗饌はおろか、息所御膳の供進のことも触れられておらず、祝宴が行われたかも明らかでない。

同一の記録のなかに、これほど記載に密粗の差があることについては、七

夜以外には公卿等を招いての饗宴は行われなかったとみるべきではなかろうか。すなわち、七夜を除いては、男女房を中心とした近侍者による小規模な祝宴が行われたのみであったと考えられるのである。

憲平親王の七夜に参集した親王・公卿は、醍醐天皇の皇子（御父村上天皇の兄弟）と御生母の親族であるとする服藤氏の指摘は、この時期の産養が縁故者による私的な祝宴であったことを示唆しているが、いまこの指摘を踏まえつつ、寛明親王の七夜における参集者をみると、貞保親王は清和天皇皇子で御生母は藤原基経の同母妹高子であり、寛明親王の御生母藤原穩子とは従兄弟の関係にある。藤原定方は醍醐天皇の御生母藤原胤子と同母であり、醍醐天皇の叔父にあたるなど、御父母の縁故者が中心となることが分かる。

また成明親王の五夜・七夜の参集者については、克明親王・代明親王・重明親王はいずれも醍醐天皇皇子であり、左大臣藤原忠平は醍醐天皇の伯父にあたる。また参議藤原邦基は、その妻が成明親王の乳付を奉仕しており、やはり御父母の縁故者や関係者が中心となっている。

このように考えることが的を射ているとするならば、村上朝頃までの産養は、七夜に御父母と縁故のある親王・公卿等が参集して祝宴を行い（成明親王の例では五夜にも行われた）、その他の夜には、男女房を中心とした近侍者のみによる小規模な祝宴が行われていたものと推定することができる。

なお、安和元（九六八）年誕生の冷泉天皇皇子師貞親王、天元三（九八〇）年誕生の円融天皇皇子懷成親王、正暦五（九九四）年誕生の居貞親王王子敦明親王の誕生時については、記録類でその産養を知ることができない。『栄花物語』には誕生のことに続けて七夜に産養のあったことを窺わせる記

五夜					七夜								九夜							
右大臣	内大臣	大納言	中納言	参議	摂政関白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	大納言	中納言	参議	摂政関白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	大納言	中納言	参議
	○	3	6	7	—	—		○	×	2	6	6	—	—						
					—	—	◎	○	○				—	—	◎					
					—	—	◎		○				—	—						
○	○	4	4	7	→左大臣								(開催を確認できない)							
					→左大臣		◎	○	○	4	5	3	(開催を確認できない)							
—		1	5	4	→左大臣	—	◎	—		1	6	6	→左大臣	—		—		2	7	5
		2	3	6	→左大臣		◎		○	1	4	6	(開催を確認できない)							
		2	4	6	—	—				1	5	6	—	—				1	3	4
○	○	5	6	6	○	—	○	○	○	5	6	6	○	—	○	○	×	4	6	6
○	○	3	4	2	→左大臣		○	○	○	4	4	2	→左大臣		○	○	○	5	5	2
○	○				→左大臣	—	○	○	○	5	6	4	→左大臣	—	×	○	○			
	○				→左大臣	—	○		○				→左大臣	—	○		○			
					→太政大臣		—						→太政大臣		—					
—	○		1		○	—	○	—	○	3	2		(開催を確認できない)							
○	◎	4	7	6	○	○	○	○	◎	5	6	4	○	○	○	○	◎	5	6	4
○	—	4	5	5	◎	○	○		—	4	6	4	◎	○			—	5	0	5
								○	○	2	7	3	(開催を確認できない)							
○		6	8	5	◎	—	○	○		6	9	6	◎	—	○	○		4	9	7
					→左大臣	—	○	○		5	3	4	→左大臣	—						
	○				○				○							○				
○	◎	5	3	2	○	—			◎	2	2	2	(開催を確認できない)							
			1		○		○			3	4	2	(開催を確認できない)							
		8	6	4	→太政大臣	○			○	6	8	4	→太政大臣	○		○		6	8	5

述があるものの、^{③)}ここでも七夜以外の産養については触れられていないことに留意しておきたい。

このような産養のあり方は、史料に確認できる限りでは、一条天皇皇子敦成親王の事例より変化をみせる。表2は、敦成親王以降の事例で、産養の参加者が具体的に分かるもののうち、公卿の参加者についてまとめたものである。一見してあきらかなように、この時期より産養の各夜に公卿の参加が多く確認できるようになる。そこで次に産養における公卿の参加について検討していくことにしたい。なお、産養には公卿以下の者にも多くの参加者があったことは諸史料によつて知られるが、産養の規模を考える上では公卿の参加状況をみることでその傾向を窺うことはできると考える（なお、参加者の詳細を知り得ない例では、「如三夜」のように省略して記されていることが多い）。

まず、敦成親王の例では三夜には左大臣藤原道長以外の大臣の参加は確認できず、五夜には道長のほか内大臣藤原公季の参加があったが、このとき公季は遅参している。七夜には右大臣藤原顕光が参加した。大少納言・参議の参加者については、各夜ともほとんど全員に近い参加者を得ている。なお九夜の参加者については詳細は不明であるが「如一昨夜」^{④)}であったことが知られる。

敦良親王の例では公卿の参加者について詳細を知ることはいできないが、三夜には右大臣藤原顕光・内大臣藤原公

表2 産養における公卿の参加者

- ・皇子女の産養のうち、比較的参加者数の知られる事例を掲げた。
- ・「構成」の欄には『公卿補任』によって、御産の時点での大納言・中納言・参議の人数を示した。大少納言には権官を含めた。散位は除いた。
- ・「摂政関白」の欄は、摂政関白が大臣を兼ねている場合には「→左大臣」のごとく記した。
- ・表中の「―」は存在しないこと、「○」は参加したこと、「×」は不参加が確認できること、空欄は史料で確認できないことを示す。
- ・大臣の参加者のうち、新児の外祖父および外伯叔父は「◎」で示した。
- ・各夜の「大納言」「少納言」「参議」の欄には参加者数を記した。なお大少納言には権官を含めた。散位は除いた。

皇子女	降誕	西暦	構成			三夜										
			大納言	中納言	参議	摂政関白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	大納言	中納言	参議	摂政関白	太政大臣	左大臣
敦成親王（後一条）	寛弘 5. 9. 11	1008	3	6	8	―	―	◎			2	6	7	―	―	◎
敦良親王（後朱雀）	寛弘 6. 11. 25	1009	4	8	7	―	―	◎	×	×				―	―	◎
禎子内親王	長和 2. 7. 6	1013	5	7	8	―	―	◎			3	4	4	―	―	◎
章子内親王	万寿 3. 12. 9	1026	4	6	8	→左大臣		◎						→左大臣		◎
馨子内親王	長元 2. 2. 2	1029	4	7	6	→左大臣		◎		○	4	2	3	→左大臣		
善仁親王（堀河）	承暦 3. 7. 9	1079	5	8	8	→左大臣	―		―					→左大臣	―	◎
禰子内親王	永保 1. 4. 17	1081	5	7	8	→左大臣		◎			3	3	5	→左大臣		◎
宗仁親王（鳥羽）	康和 5. 1. 16	1103	5	8	8	―	―				2	4	5	―	―	
顕仁親王（崇徳）	元永 2. 5. 28	1119	5	8	8	○	―		○	○	5	6	6	○	―	○
通仁親王	天治 1. 5. 28	1124	5	7	5	→左大臣		○	○	○	3	4	2	→左大臣		○
君仁親王	天治 2. 5. 24	1125	5	7	5	→左大臣	―	○	○	○	5	6	4	→左大臣	―	○
雅仁親王（後白河）	大治 2. 9. 11	1127	5	7	5	→左大臣	―	○		○	1	4	3	→左大臣	―	○
本仁親王	大治 4. 閏 7. 20	1129	5	5	6	→太政大臣	○	―			2	3	3	→太政大臣		―
体仁親王（近衛）	保延 5. 5. 18	1139	5	8	8		―		―	○	3	2			―	
言仁親王（安德）	治承 2. 11. 12	1178	7	10	8	○	○	○	○	◎	5	6	5	○	○	○
昇子内親王	建久 6. 8. 13	1195	6	9	9	◎	○	○		―	5	4	3	◎	○	
雅成親王	正治 2. 9. 11	1200	6	8	8					○	2	4	3			
秀仁親王（四条）	寛喜 3. 2. 12	1231	7	12	7	◎	―	○	○		5	7	5	◎	―	○
久仁親王（後深草）	寛元 1. 6. 10	1243	10	10	9	→左大臣	―				4	3	6	→左大臣	―	
綜子内親王	宝治 1. 10. 9	1247	10	9	7	○					3	1	1	○		○
繼仁親王	弘安 2. 6. 28	1279	9	10	8		―							○	―	
恒明親王	乾元 2. 5. 9	1303	10	11	9						4	3	3			
珣子内親王	延慶 4. 2. 23	1311	10	10	8	→太政大臣	○				6	6	4	→太政大臣	○	

季・前帥藤原伊周の三人が不参であったこと、七夜には右大臣・内大臣が参入したことが知られる。

禎子内親王の例においては、三夜・五夜には左大臣藤原道長以外大臣の参加は確認できず、七夜に内大臣藤原公季の参加があった。なお五夜・九夜の参加者については、「如三日」「如三夜」であったという。

上記の例においては、産養に必ずしも縁故者とは言えない大臣・公卿が多く参加していることが確認できる。なお、大臣はすべての夜に必ず参加しているわけではない点にも留意しておきたい。

敦成親王誕生時の『小右記』によれば、権大納言藤原実資は三夜には修善のため不参、五夜・七夜には参加をしたが、九夜には物忌と称して参加しなかったことが知られる。九夜の日記には「毎夜不闕、可無便宜、仍所不参入耳」とあり、実資が連日の産養に参加することを煩わしく感じていたことが窺われる。この記事より、皇子女の産養に縁故者以外の公卿も参加することが期待される状況が次第に形成されつつあったことを推測することができる。

なお、禎子内親王誕生時は、外祖父藤原道長が女兒であることを知って不快感を示したことが知られる事例であるが、公卿の参加率はやや少なくなっている。また鎌倉時代までを視野に入れても、内親王誕生時の産養においては公卿の参加率がやや低いという傾向が指摘できる。

院政期から鎌倉時代前期にかけては、御生母が皇后ではない宗仁親王・雅成親王の例を除くと、大臣のほとんどが三回ないし四回行われる産養すべてに参加するようになり、大少納言・参議の参加率も高くなっている。当該期の記録に、参加の公卿が多すぎるために着座できない者がいることがしばしば記されていることも、公卿の参加率の高さを裏付けている。

これは産養が、公卿が参加する儀式として定式化したことを示している。参加者という面から評価するならば、産養が最も盛行したのはこの時期ということになる。

以上本節では、産養の規模に着目して検討を行い、十世紀頃までの産養は、天皇から饗饌を賜る七夜を除いては、縁故者や近侍者による祝宴であったと推測されるが、藤原道長が権力を握った一条朝より、各夜に多くの公卿が参入する儀式として産養が行われるようになり、院政期に至ってこれが定式化するという流れを確認することができた。これを言い換えれば、産養は一条朝を画期として、ミウチの祝いから公的な行事としての色彩を強めたということができよう。

五 各夜の次第の違いについて

これまで産養の次第については、各夜に共通する御膳・御衣の共進や、廻粥といった行事が採り上げられ、各夜とも同様の次第であるとのみ説明されることが多かった。しかし、各夜の次第を詳細にみていくと、夜ごとにその次第には違いが存する。表3は、史料で確認できる各夜の主要な作法についてまとめたものである。

この表より、御遊は三夜に行われた例は確認できず、九夜にはその例がいくつかみられるものの、行われない傾向があること、和歌が行われた例は平安中期に集中していること³⁷。威儀御膳の供進は五夜にのみ行われる傾向があることなどの細かな次第の違いを確認することができる。また九夜には御衣の供進・廻粥・給祿などを行わないことが定着していく様子も読み取ることができる。

これらのうち、特に威儀御膳の調進については基本的には五夜にのみ行われ、他の夜に行われることはほとんどない。例外として、敦成親王・敦良親王の誕生時には、五夜に加えて九夜にも威儀御膳の供進が行われたこと、皇子内親王・馨子内親王の例では三夜に行われ、五夜には行われていないことが指摘できる。

いまこれらの例外的な事例について、産養の主催者との関係に注目すると、敦成親王・敦良親王の例では、九夜の主催者は御生母の弟藤原頼通であり、皇子内親王・馨子内親王の例では、三夜が伯父藤原頼通、五夜が御生母皇后藤原威子である。

まず後者の二例については、先に指摘したように三夜・五夜の主催者が全体的な傾向とは逆になっている事例である。つまり、この二例においては、三夜の主催者が頼通であるために、三夜において威儀御膳の調進がなされていると推定される。すなわち、産養における威儀御膳の調進は、主催者と深い関わりを持つていると考えることができる。

威儀御膳とは、文字通り威儀のため御膳を飾りたてるものであろう³⁸。次に問題となるのは、外祖父の多く主催する五夜において、威儀御膳が供進されるのは何故かということであるが、その前に史料にみえる威儀御膳について

確認しておきたい。

威儀御膳の初見は成明親王の誕生五日目、および十一日目の例であるが、同母兄東宮寛明親王の主催した五日目の産養については『李部王記』（『御産部類記』二所引）に詳しい記事がある。

延長四年六月六日、東宮産養、是日参内裏、即蒙詔参中宮、三親王共蒙詔参、先是勅召彈正親王、亦令参、即参桂芳坊、着東宮殿上侍坐、（中略）夜更深左大臣参入、頃之宮藏人等昇白木棚厨子一双到南縁、疑女官昇、立御前乎、初大臣宣、令藏人所伝侍昇、然亮承誤、令藏人昇、陣頭大夫等供威儀御膳、盛白木盤、置打敷南供、了又昇白木高机一双参入、置上之物、是服物乎、有白覆

ここから威儀御膳が白木盤に盛られ白木棚厨子に並べられたことが知られる。なお、このとき威儀御膳のほかに御膳を供進したことは史料にみえない。加えて前節で述べたように、規模などにおいて、後の産養と異なる点もあり、未だその次第が定まっていない段階を示している可能性がある。

また伯父藤原忠平が主催した十一日目については、『青標紙』（『御産部類記』二所引）に、

延長四年六月十三日、自左大臣家被奉物、威儀御厨子一双、居御物、御衣□四合、有御衣机、御衣机二筥・御襦袢二筥・鈍物廿具・碁手卅貫・（官）女宮御等相具也、自余事如例、

と記されており、五日目の威儀御膳と同様のものであったことが確認できる。次いで威儀御膳が確認できる敦成親王の例においては、外祖父藤原道長が主催した五夜について『不知記』（『御産部類記』四所引）にやや詳しい記載がある。

寛弘五年九月十五日、壬申、今夜左府被儲御膳并威儀御膳・饗衝重・屯

食五十具、昇立南庭、亥刻供膳、浅香御台盤六脚、在白織物敷物・伏組并同打敷、御筥盤・四種・馬頭盤等、皆悉用銀之、四位大夫等昇之、付采女供之、次供威儀御膳、先是以白木三階御厨子二脚立東裏戸内、菓子・干物六十坏、白木花盤威之、除土、胡粉、以銀泥絵、五位大夫等昇之、付采女供之、

この記述からは、威儀御膳の具体的な構成を知ることができ、菓子・干物六十坏からなり、これらを白木盤に盛り白木厨子に並べたものであることが分かる（このときには御生母の弟藤原頼通の主催した九夜にも威儀御膳の供進があった）。またこの菓子・干物は「親昵三位并宰相」^③によって供進された。なお、儀の中で威儀御膳を供進する者については、章子内親王の三夜について記した『左経記』に「殿上四位・五位并地下諸大夫」^④とある。

次に威儀御膳の負担者については、平安中期の史料には所見がない。やや後の史料になるが、元永二（一一一九）年誕生の鳥羽天皇皇子顕仁親王のこ

とを記した『源礼委記』（『御産部類記』八所引）の次第雑事には、

五夜事院、御装束并供御膳事、如三夜儀、

供威儀御膳、宮司昇白木御厨子一双、立寢殿坤角間、一脚東西妻、一脚南北妻、諸大夫取御膳、授采女、々々伝女藏人、々々々置御厨子、

盛物六十坏、唐菓子十四坏、餅十四坏、木菓子十六杯、（松・栢・榴・椎・栗・柿・棗・獼猴桃）干物十六杯、（鮑・鳥・蛭・海老・白魚・鯛・鱸・楚割、已上二種、各二杯、支配受領、令盛献之、

とあり、威儀御膳が受領の支配であること、つまり五夜の主催者白河上皇によって、受領にその調進が割りあてられたことが知られる。なお威儀御膳を受領が負担したことは、天治元（一一二四）年誕生の鳥羽上皇皇子通仁親王の例を記す『忠教卿記』（『御産部類記』九所引、五夜の主催は白河上皇）、天治二（一一二五）年誕生の鳥羽上皇皇子君仁親王の例を記す『為隆卿記』

七夜										九夜										備考
御前物	御衣	威儀御膳	御使参入	朗詠	打舞	御遊	廻粥	給祿	その他	御前物	御衣	威儀御膳	使者参入	朗詠	打舞	御遊	廻粥	給祿	その他	
○	○				○			○		(開催を確認できない)										十五日目もあり
○					○			○		(開催を確認できない)										十一日目もあり
息所御膳					○					(開催を確認できない)										誕生日・十一日目もあり
○			○							(開催を確認できない)										
○			○	○	○			○	和歌	○	○	○			○					
○			○		○			○	和歌	○		○							和歌	
							○	○	和歌	○	○				×	○		○	和歌	
○	上東門院・皇太后より		○		○	○		○	和歌・勸学院参賀	(開催を確認できない)										
○	上東門院・一品宮より		○		○	○		○	和歌・勸学院参賀	(開催を確認できない)										
								○		(開催を確認できない)										
○	太皇太后か		○		○	○	○	○		○			○		○			×		
○			○	○	○		○	○		(開催を確認できない)										
○	前斎宮より		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○			×		非皇后にして七夜天皇主催の初例
○	×	×	○		○	○	○	○		○	×		○	○	○		×	○		
○			○		○	○		○		○			○	○	○		○			次第による
○	○				○	○	○	○	勸学院参賀	○	×	×	○	○	○	×	×	×		
○	○				○	○	○	○		○	×		○	×	○	×		×		
○	○				○	○	○	○		○	×		○	×	○			×		
○										○	×						×			白河上皇崩御により密儀
○					○	○				(開催を確認できない)										
○	八条院より		○		○	○		○		○	×		○	○	○					
○	八条院・殷富門院・七条院より		○	○	○	×	○	○	和歌	○	×	×		○	○		×	×		
	七条院より			○	○	○		×		(開催を確認できない)										
						○				○	×	×		○	○				勸学院参賀	三夜・九夜は次第による
○	安嘉門院より		○		○	○	○			○			○	○	○		○			
○			○			○														
○	○				○	○	○	○												
						○								○						
○	○		×		○	○	○	○	主催者同宿につき使者なし	(開催を確認できない)										
	○				○	○				(開催を確認できない)										
○	○				○	○		○		○	×			○	○	×	×	×		
○	○						○			○	×		×				×		主催者同宿につき使者なし	春日神木入浴により略儀

表3 産養の行事

- ・皇子女の産養のうち、次第が比較的知られる事例を掲げた。
- ・○は史料に確認できるもの、△は行われたことが推測されるもの、×は行われなかったことが確認できるもの、空欄は確認できないことを示す。

皇子女	降誕	西暦	三夜										五夜									
			御前物	御衣	威儀御膳	使者参入	朗詠	打攤	御遊	廻粥	給祿	その他	御前物	御衣	威儀御膳	使者参入	朗詠	打攤	御遊	廻粥	給祿	その他
寛明親王 (朱雀)	延長 1. 7. 24	923	(開催を確認できない)										(開催を確認できない)									
成明親王 (村上)	延長 4. 6. 2	926	(開催を確認できない)											○	○			○			○	
憲平親王 (冷泉)	天曆 4. 5. 24	950										天皇より給物	息所御膳									
敦康親王	長保 1. 11. 7	999	(開催を確認できない)										(開催を確認できない)									
敦成親王 (後一条)	寛弘 5. 9. 11	1008	○	○				○		○		勸学院参賀	○	○	○		○	○	×	○	○	和歌
敦良親王 (後朱雀)	寛弘 6. 11. 25	1009	○	○				○				和歌	○	○				○			○	
禎子内親王	長和 2. 7. 6	1013	○	○				○		○				○	○			○			○	和歌・勸学院参賀
章子内親王	万寿 3. 12. 9	1026	○	○	○			○		○	○		○	○				○	○	○	○	和歌
馨子内親王	長元 2. 2. 2	1029	△	○	△			○														
尊仁親王 (後三条)	長元 7. 7. 18	1034								○			○	○				○		○	○	
善仁親王 (堀河)	承暦 3. 7. 9	1079	○	○				○		○			○	○	○			○	○	○	○	勸学院参賀
禎子内親王	永保 1. 4. 17	1081	○	○				○		○			○	○						○		
宗仁親王 (鳥羽)	康和 5. 1. 16	1103	○	○			○	○		○	×		○	○		○	○			○	○	
顕仁親王 (崇徳)	元永 2. 5. 28	1119	○	○			○	○		○	×		○	○	○			○	○	○	○	勸学院参賀
禊子内親王	保安 3. 6. 27	1122					○					次第あるも前欠	○	○	○			○	○	○	○	
通仁親王	天治 1. 5. 28	1124	○	○			○	○		○			○	○	○			○	○	○	○	
君仁親王	天治 2. 5. 24	1125	○	○			×	○		○	×		○	○				○	○	○	○	
雅仁親王 (後白河)	大治 2. 9. 11	1127	○	○			○	○		○			○	○				○	○	○	○	
本仁親王	大治 4. 閏 7. 20	1129	○	○						○			○									
体仁親王 (近衛)	保延 5. 5. 18	1139	○				○	○		○			○			○						
言仁親王 (安徳)	治承 2. 11. 12	1178	○	○			○	○					○	○	○		×	○	○		○	
昇子内親王	建久 6. 8. 13	1195	○	○			○	○		○			○	○	○			○	○	○	○	勸学院参賀
雅成親王	正治 2. 9. 11	1200											○	○		○	○	○				
懐成親王 (仲恭)	建保 6. 10. 10	1218	○	○			○	○		○									○			
秀仁親王 (四条)	寛喜 3. 2. 12	1231	○	○			○	○		○		勸学院参賀	○	○	○			○	○	○		
久仁親王 (後深草)	寛元 1. 6. 10	1243	○	○			○							○				○	○		○	勸学院参賀
貞良親王	建長 8. 4. 10	1256					○	○											○			
貴子内親王	弘長 2. 6. 2	1262					○									×			○			主催者同宿につき使者なし
継仁親王	弘安 2. 6. 28	1279											○	○				○	○	○	×	
恒明親王	乾元 2. 5. 9	1303	○	○			○	○		○									○			
珣子内親王	延慶 4. 2. 23	1311	○	○			○	○		○			○	○				○	○	△	○	
量仁親王 (光厳)	正和 2. 7. 9	1313	○	○			×	×		○	×		○	○						○		

『御産部類記』十所引、五夜の主催は白河上皇、建久六（一一九五）年誕生の後鳥羽天皇皇女昇子内親王の例を記す『三長記』（五夜の主催は九条兼実）等からも確認することができる。

この調進の方式については、産養のあり方が変化した敦成親王の産養まで遡らせることができると考えられる。藤原道長政権下において、道長が諸儀式を行う際に公卿や受領にその費用の負担を課したことはよく知られた事実であり、一例を挙げると、長和二（一〇一三）年九月、翌月の禎子内親王百日に際して籠物の調進を殿上人に課したことが知られる⁴²。百日の祝における籠物は、新児への御膳の供進に続いて式場の簀子に昇き立てられる美麗な装飾を施した餅であり、威儀御膳と同様の性格のものと考えられる。

産養を盛大に行うことで、後見者のもつ権力や財力をほかの公卿等に知らしめる結果を生むことは想像に難くない。敦成親王の例以降、外祖父が主催することの多い五夜において、他の夜にはみられない威儀御膳の供進が行われるようになったのは、このような理由によると思われる。

敦成親王・敦良親王の例において、九夜にも威儀御膳の供進が行われたことは例外として先に指摘したが、これらの主催者は藤原頼通であり、この二例に威儀御膳がみられる理由は、五夜と同様に考えることができる。

以上の検討によって、道長の時代以降、外祖父が多く主催する五夜のみには威儀御膳の供進が定着するが、これは後見として他の公卿との超越性を印象づける意図があったことが推測できる。

道長の時代の産養には、勸学院参賀や御遊など、新儀となった行事が多いこともその傍証となろう。敦成親王誕生時の『小右記』には、三夜に勸学院の参賀があったことについて、「氏后産時勸学院衆等参入例不見、若権儀歟、

可尋事也、依長者被慶賀氏院同賀歟、可然事也⁴³」と記され、その前例がないことが知られるほか、五夜において、糸竹の興あるべきかとの主張に対し、藤原実資は「延長両度例無管絃、又凡人産間無糸竹興」「殊又召諸卿簾前、如何、今日申日、可有思慮歟⁴⁴」と答え、結局管絃は止められており、管絃の遊が次第として定着していたわけではなかったことを示している⁴⁵。

なお威儀御膳の供進は、院政期以降においても五夜の次第として行われているが、祖父たる上皇が主催する五夜においては公卿との超越性を示す必要がないことから、すでに威儀御膳の意味は意識されないものになり、五夜の次第として定着しているものと考えられる。

さらに降って、鎌倉時代の記録にみえる限りにおいては、新児の息災を願うという産養の本質的な意味はしだいに希薄になっていった如くであり、公卿の盃酌が終盤にさしかかる頃に、ようやく御衣や御前物が供進されたり、御遊が終わって諸卿が退出するときに廻粥が行われるような事例が散見される。また、盃酌の際の作法、攤の次第や賭ける紙を置く作法、御遊の際の役者などの記述の比重が大幅に増すことも、当該期の公卿の興味が奈辺にあるかを示しているといえよう。

建久六年誕生の後鳥羽天皇皇女昇子内親王の九夜のことを記す『三長記』に「寛弘、九夜有威儀御膳、今度被略之、為皇女之故歟⁴⁶」とあることは、敦成親王・敦良親王の二例と比較しての意見であろうが、はたして記主の藤原長兼は、威儀御膳の有無についてどのように理解していたのであろうか。

結びにかえて

以上に述べてきたことを、まとめておきたい。

産養は縁故者が新児の誕生を祝い、その息災を祈って行われる祝宴である。この点は皇室に限らず、広く一般に通じる産養の本質的意義であるといえる。

皇室においても古くから産養が行われてきたことが知られるが、十世紀頃までは、七夜に天皇が主催する祝宴が行われるほか、その他の奇数の日に縁故者による小規模な祝宴が行われる程度であったと思われる。

平安時代中期の藤原道長政権期に至り、皇子の誕生の際には、その皇子が皇位継承の候補者であることを示すと同時に、産養を主催することによってその後見者としての超越性を示すという意味合いが加味され、産養は私的な行事から公的な行事としての色彩を強める。このことは、外祖父が主催することの多い五夜における威儀御膳の供進に端的に表れているといえる。この変化に伴い、産養は各夜とも公卿の参加する儀式として定式化をみる。

皇子女の誕生儀礼を検討するにあたっては、史料の残存状況に偏りがあることや、御生母の身位や外祖父の有無によって意味合いが異なるため、同じ条件で比較できる儀礼が少ないことなど困難な点が多い。そのため史料から知られる事実の指摘に終始してしまっただけな点もあるが、産養の性格およびその次第についての正確な理解の一助となれば幸いである。

また儀式としての産養の成立についての検討に多くの紙幅を割いてしまったため、院政期以降の儀が定着してからの時期については、その見通しを述べることはできなかった。この点については今後の課題としたい。

注

(1) 『王朝の風俗と文学』塙書房、一九六二年。なお国文学の立場からは『源

氏物語』などの作品にみえる産養に関して多くの研究がある。

(2) 「平安時代の出産儀礼に関する一考察」『お茶の水史学』三四、一九九一年。
(3) 「ちこ」と「わらは」の生活史』慶應通信株式会社、一九九四年。同書には生育儀礼全般にわたって考察がなされている。

(4) 「古代の出産儀礼に関する一考察」『歴史研究』四二、一九九六年。

(5) A 「産養と王権」『平安王朝の子どもたち』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇三年。B 「王朝社会の出産とジェンダー」『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、二〇〇三年。

(6) 「通過儀礼に対する平安貴族の認識」『歴史のなかの源氏物語』思文閣出版、二〇一一年。

(7) 『皇室制度史料』儀制編 誕生一〜四、吉川弘文館、二〇〇一年〜二〇一一年。

(8) 読書・鳴弦については『皇室制度史料 儀制 誕生三』を参照。

(9) 注(1) 著書参照。

(10) 注(2) 論文参照。

(11) 注(4) 論文参照。

(12) 注(5) B 論文参照。

(13) 大治四年誕生の鳥羽上皇皇子本仁親王の事例は、御産の直前に御祖父白河上皇が崩御されたことにより、密儀として次第を省略した産養が行われ、七夜を御父上皇が催す以外は、各夜を御生母藤原璋子が催すという変則的なものであった。これは御祖父の喪中に産養が中止されなかった事例ではあるが、祝宴を催すことの可否について議論がなされ、殿上座における公卿の盃酌などの祝宴の要素を排して行われている。

(14) 武井紀子氏注(6) 論文も、諸記録に生母への供膳が必ず記されることなどを論拠に、産養が生母を労うものであることを強調する。なお生母への供膳の理解については本文を参照。

(15) 『九条殿記』(『御産部類記』三所引) 天曆四年閏五月一日条など。ほかに

寛仁二年十二月九日誕生の敦明親王王女儼子内親王の七夜を記す『小右記』十二月十五日条にも「御息所前物」とある。

(16) 『小右記』寛和元年四月卅日条、同五月四日条。

(17) 注(5) A論文参照。

(18) A「日本古代の皇后とキサキの序列」『日本史研究』四七〇、二〇〇一年。

B「日本古代の叙品と成人儀礼」『敦賀論叢』一八、二〇〇三年。C「通過儀礼から見た親王・内親王の居住」『平安京の住まい』京都大学学術出版会、二〇〇七年。

(19) 『台記』保延五年五月廿四日条。

(20) 『明月記』正治二年九月十七・十八日条。『猪隈関白記』正治二年九月十四日条。

(21) 注(18) A論文参照。

(22) 『三長記』建久六年八月廿一日条。

(23) 『皇室制度史料 儀制 誕生二』参照。

(24) 『皇室制度史料 儀制 誕生四』参照。

(25) 皇太后である藤原彰子の立場については微妙であるが、父方の血縁よりも御生母藤原妍子の姉という立場のほうが近いことから、このように理解したい。

(26) 白河院政期の令子内親王は、九夜の主催者としてその名が挙げられているが、実際には白河院が奉仕したことが知られる例が多い。

(27) 『紫式部日記』の釈文は書陵部所蔵黒川本に拠った。

(28) 延長元年八月九日条。

(29) 天曆四年五月廿八日条。

(30) 服藤早苗氏注(5) A論文は、九夜が省略されたとみる。

(31) 『栄花物語』月の宴(師貞親王)、花山たつめる中納言(懷成親王)、みはてぬゆめ(敦明親王)を参照。

(32) 『不知記』(『御産部類記』四所引)寛弘五年九月十九日条。

(33) 『小右記』長和二年七月十一日・十四日条。

(34) 『小右記』寛弘五年九月十九日条。

(35) 例えば元永二年の顕仁親王誕生のことを記す『長秋記』など。

(36) このことは『御遊抄』御産御遊の項にみえる産養の御遊が、五夜・七夜のみであることから確認できる。

(37) 藤原道長政権期における産養の和歌については、目崎徳衛氏による言及がある(「藤原道長における和歌」『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初出一九九一年)。氏は当該期の諸記録にみえる和歌関係記事を検討し、「ハレよりもケの性格をゆたかに持つ諸行事」において宴飲の場に和歌の詠進がみられることを特徴として挙げる。

(38) 威儀御膳の供進は『西宮記』東宮元服儀にもみえ、これが唐菓子・木菓子等からなること、あらかじめ東屏風下に置き、儀中は撤さないことなどが記される。

(39) 『小右記』寛弘五年九月十五日条。

(40) 『左経記』萬壽三年十二月十一日条。

(41) 院政期以降の例については、元永二年顕仁親王の例では「内・院殿上四位、五位」(『源礼委記』(『御産部類記』八所引)、天治元年通仁親王の例では「両院四・五位殿上人」(『為隆卿記』(『御産部類記』九所引)、建久六年昇子内親王の例では「諸大夫四位以下」(『三長記』)とみえる。

(42) 『小右記』長和二年九月廿日条。

(43) 『小右記』寛弘五年九月十四日条(『御産部類記』四所引)。

(44) 『小右記』寛弘五年九月十五日条。なお延長兩度の例とは寛明親王・成明親王の例のこと。

(45) 平間充子氏注(2) 論文参照。

(46) 『三長記』建久六年八月廿一日条。